多賀城市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の 規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年3月28日

多賀城市監査委員 佐伯 光時 多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

1 監査の実施日

対象	監査実施日
会計課	令和6年3月8日(金)
議会事務局	令和6年3月13日(水)
選挙管理委員会事務局	令和6年3月15日(金)

2 監査の範囲 令和5年度の財務事務及び事務事業の執行

4 監査委員の除斥 議会事務局の監査については、地方自治法199条の2の 規定に基づき、根本朝栄監査委員を除斥して監査を行った。

5 監査の結果 別紙のとおり

令和6年3月実施 定期監査結果

対	象	会計課	
実	施 日	令和6年3月8日(金)	
1	特別指摘事項なし		
2	指摘事項 なし		
3	指導事項 なし		

対	象	議会事務局
実	施日	令和6年3月13日(水)
1	特別指摘りなし	事項
2	指摘事項 なし	
3	指導事項 令和4年月 ぶあった。	度政務活動費会計整理簿について、支出項目の仕訳に一部誤り

令和6年3月実施 定期監査結果

 対
 象
 選挙管理委員会事務局

 実
 施
 日
 令和6年3月15日(金)

- 1 特別指摘事項なし
- 2 指摘事項なし

3 指導事項

- (1) 契約事務について 契約起案について、仕様書の記載内容に一部誤りがあった。
- (2) 時間外勤務命令簿について 会計年度任用職員の時間外勤務命令簿について、所属長の確認がされ ていなかった。
- (3) 文書事務について 業務委託契約の起案について、文書管理システム内の日付と実際の契 約日の整合性が取れていないものがあった。